

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について

平成13年4月27日付け13経第172号
大臣官房経理課長から大臣官房
地方課長、大臣官房統計情報部
長、各局長、農林水産技術会議
事務局長、各庁長官、農林水産
研修所長、農林水産政策研究所
長あて

最近改正 令和7年6月30日付け7予第642号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、全ての公共工事の発注者が入札及び契約の適正化の促進を図る上で取り組むべき措置が定められ、原則として平成13年4月以降に発注される工事に適用されることになった。

ついては、これらに基づく公表等に係る事務処理の適正かつ円滑化を図るための措置を下記のとおり定めたので、十分留意の上、適正に実施されたい。

なお、貴局（庁）関係の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職からお願いする。

おって、「発注予定情報の公表について」（平成7年6月12日付け7経第98号大臣官房経理課長通知）、「工事及び設計コンサルティング業務等に係る入札結果等の公表について」（平成6年5月31日付け6経第932号大臣官房経理課長通知）、「インターネットを活用した工事等に関する情報提供について」（平成12年10月2日付け12経第1592号大臣官房経理課長通知）、「予定価格の積算内訳の公表について」（平成10年11月27日付け10経第1890号大臣官房経理課長通知）は廃止する。

記

1 公表の対象

公表の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 発注の見通しに関する事項
- (2) 競争参加資格等に関する事項
- (3) 競争参加有資格者名簿に関する事項
- (4) 入札手続の公告等に関する事項
- (5) 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項
- (6) 苦情処理に関する事項
- (7) 指名停止措置に関する事項
- (8) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置要領等

ア 低入札価格調査に関する取扱い

「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成6年4月19日付け6経第527号農林水産事務次官依命通知）、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）

イ 入札等監視委員会に関する設置要領

「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）

ウ 苦情処理に関する措置要領

「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）

- 「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」（平成１９年
３月１６日付け１８経第１８４０号大臣官房経理課長通知）
- エ 工事等の監督、検査に関する要領
各局庁等において定めた工事等の監督、検査に関する措置要領
- オ 工事等の成績の評定に関する要領
各局庁等において定めた工事等の成績の評定に関する要領
- カ 談合情報に対する措置要領
「公正入札調査委員会の設置等について」（平成６年５月３１日付け６経
第９３１号大臣官房経理課長通知）
- キ 施工体制の把握に関する措置要領
「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成１３年４月２７日付け
１３経第１８０号大臣官房経理課長通知）
- ク 指名停止措置に関する措置要領
各局庁等において定めた工事請負契約に係る指名停止等の措置要領
- ケ 共同企業体の運用に関する措置要領
「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（平成元年２月１０日
付け元経第１５９号農林水産事務次官依命通達）、「直轄工事における経常
建設共同企業体の運用について」（平成９年１０月１日付け９経第１５１１
号大臣官房経理課長通知）、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の
運用について」（平成１１年１２月１日付け１１経第１９５８号大臣官房経
理課長通知）
- コ 共同設計方式の運用に関する措置要領
「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」
（平成１１年３月２５日付け１１経第７１８号経理課長通知）

２ 公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとし、閲
覧に供する方法を告示する際は、ホームページのアドレスを明記するものとす
る。

３ １の（１）発注の見通しに関する事項については、次に掲げる方法で公表する
ものとする。

（１）公表の対象

当該年度に発注することが見込まれる次に掲げる工事等とする。

ア 工事関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が４００万円を超えな
いと思込まれるものを除く工事に係る入札及び契約

イ 測量・建設コンサルタント等業務関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が２００万円を超えな
いと思込まれるものを除く業務に係る入札及び契約

（２）公表事項

ア 工事関係

（ア）工事の名称、施工場所、期間、工事種別及び概要

（イ）入札及び契約の方法（指名競争契約にあっては、公募型、工事希望型、
通常型の別）

（ウ）入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時
期）

（エ）主要建設資材の需要見込量（一般競争入札及び公募型指名競争入札によ
る土木工事のみ）

イ 測量・建設コンサルタント等業務関係

（ア）業務の名称、履行期間、業務区分及び概要

（イ）入札及び契約の方法

（ウ）入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時
期）

（３）公表の時期

毎年度、４月１日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以降遅滞なく行う。

（４）公表の期間

公表した日から当該年度の３月３１日まで

（５）見直し

原則として四半期ごとに公表した事項の見直しを行い、変更がある場合には、遅滞なく変更後の年度末までの発注見通しに関する事項を公表する。

（６）その他

公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表後に変更又は追加があり得ることを合わせて明記する。

４ １の（２）競争参加資格等に関する事項については、次に掲げる方法で公表するものとする。

（１）公表の対象

公表の対象は建設工事契約、測量・建設コンサルタント等業務契約に係る競争参加資格及び指名基準とする。

（２）公表事項

ア 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７２条第１項の規定に基づく一般競争参加資格

イ 予決令第９５条第１項の規定に基づく指名競争に参加する者に必要な資格

ウ 予決令第９６条第１項の規定に基づく競争に参加する者を指名する場合の基準

５ １の（３）競争参加有資格者名簿に関する事項については、次に掲げる方法で公表するものとする。

（１）公表の対象

公表の対象は建設工事契約、測量・建設コンサルタント等業務契約に係る有資格者名簿とする。

（２）公表事項

ア 商号又は名称

イ 住所

ウ 電話番号

エ 登録業種区分

オ 等級

カ 客観点数（工事に限る。）

キ 主観点数（工事において主観点数を算出している場合に限る。）

ク 総合数値（工事において主観点数を算出している場合に限る。）

（３）公表の期間

当該有資格者名簿の有効期間とする。

（４）公表の実施時期等

平成１３・１４年度有資格者名簿から遅滞なく実施するものとする。

なお、変更があった場合はおおむね四半期ごとに更新するものとする。

６ １の（４）入札手続の公告等に関する事項については、次に掲げる方法で公表するものとする。

（１）公表の対象

公表対象は次に掲げる入札の公告等とする。

ア 工事関係

（ア）一般競争入札

（イ）公募型指名競争入札

イ 測量・建設コンサルタント等業務関係

（ア）公募型競争入札

（イ）簡易公募型競争入札

（ウ）公募型プロポーザル方式

(エ) 簡易公募型プロポーザル方式

(2) 公表の内容

公表の内容は次によるものとする。

- ア 一般競争入札
官報に公告した内容と同じものとする。
- イ 公募型指名競争入札
技術資料の収集に係る揭示の内容と同じものとする。
- ウ 測量・建設コンサルタント等業務
参加表明書の提出を求める揭示の内容と同じものとする。

(3) 公表の期間

- ア 一般競争入札
入札公告の官報掲載日から入札日までの期間
- イ 公募型指名競争入札
技術資料の収集に係る揭示の期間
- ウ 測量・建設コンサルタント等業務
参加表明書の提出を求める揭示の期間

7 1の(5)入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項については、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 入札及び契約の過程に関する事項

ア 公表の対象

(ア) 工事関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が400万円を超えないものを除く工事に係る入札及び契約

(イ) 測量・建設コンサルタント等業務関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が200万円を超えないものを除く業務に係る入札及び契約

イ 公表の内容

(ア) 一般競争入札に付した場合

- a 予決令第73条の規定に基づく資格
- b 競争に参加しようとした者（当該入札に係る競争参加資格確認申請書を提出した者をいう。）の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- c 工事名（業務名）
- d 入札日時
- e 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
- f 落札者の商号又は名称及び落札金額
- g 予定価格（税抜き）（予決令第79条に規定する書面に記載された価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
- h 予定価格（税抜き）の作成に用いた積算価格について、工事区分及び工種ごと（ただし、営繕工事に係る工事にあつては種目及び科目ごと）の数量、金額等を明示した工事設計書（工事価格について、工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示した積算書（ただし、営繕工事にあつては、工事価格について、種目、科目、中科目及び細目ごとの数量、金額等を明示した積算書をいう。）をいい、必要に応じて入札公告、入札説明書、特別仕様書、数量表、図面、現場説明書等を追加することができるものとする。以下同じ。）又は業務設計書（業務価格について、項目、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示した積算書（ただし、建築関係コンサルタント業務にあつては、項目ごとの数量、金額等を明示した積算書をいう。）をいい、必要に応じて入札公告、入札説明書、特別仕様書、数量表、図面、現場説明書等を追加する

- ことができるものとする。以下同じ。)
- i 予決令第85条の規定に基づく調査基準価格（「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知。以下「予決令第85条取扱通知」という。）の記の3(1)により算出した額をいう。以下同じ。)
 - j 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における次の事項
 - (a) 予決令第85条取扱通知の記の3(4)に規定する調査事項ごとの調査結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。）
 - (b) 予決令第85条取扱通知の記の3(6)に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記した書面
 - (c) 予決令第85条取扱通知の記の3(7)に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - k 予決令第89条の規定により次順位者を落札者とした場合における入札から落札までの経緯
 - l 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合における総合評価落札方式を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由
- ただし、g、h及びiについては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に限る。
- (イ) 指名競争入札（公募型指名競争入札、工事希望型競争入札、公募型競争入札、簡易公募型競争入札を含む。）に付した場合
- a 工事名（業務名）
 - b 入札日時
 - c 指名した者の商号又は名称
 - d 指名理由並びに公募型指名競争入札、公募型競争入札及び簡易公募型競争入札については当該競争に参加しようとした者の商号又は名称及びそのうち指名されなかった者の商号又は名称、その者を指名しなかった理由
 - e 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額
 - f 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - g 予定価格（税抜き）
 - h 予定価格（税抜き）の作成に用いた積算価格について、工事区分及び工種ごと（ただし、営繕工事に係る工事にあつては種目及び科目ごと）の数量、金額等を明示した工事設計書又は業務設計書
 - i 予決令第98条で準用する予決令第85条の規定に基づく調査基準価格
 - j 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における次の事項
 - (a) 予決令第85条取扱通知の記の3(4)に規定する調査事項ごとの調査結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。）
 - (b) 予決令第85条取扱通知の記の3(6)に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記した書面
 - (c) 予決令第85条取扱通知の記の3(7)に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - k 予決令第98条において準用する予決令第89条の規定により次順位者を落札者とした場合における入札から落札までの経緯
 - l 予決令第98条において準用する予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合における総合評価落札方式を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由

ただし、g、h及びiについては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に限る。

(ウ) プロポーザルに付した場合

- a 業務名
- b 選定した者の商号又は名称
- c 選定理由並びに公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルについては参加表明書を提出した者の商号又は名称及びそのうち選定されなかった者の商号又は名称、その者を選定しなかった理由
- d 特定業者の商号又は名称及び特定理由、技術提案書を提出した者の商号又は名称、特定の有無、特定されなかった理由
- e 予定価格（税抜き）
- f 予定価格（税抜き）の作成に用いた積算価格について、数量、金額等を明示した業務設計書

(エ) 随意契約（プロポーザルを除く。）を行った場合

- a 工事（業務）名
- b 契約の相手方を選定した理由
- c 予定価格（税抜き）
- d 予定価格（税抜き）の作成に用いた積算価格について、工事区分及び工種ごと（ただし、営繕工事に係る工事にあっては種目及び科目ごと）の数量、金額等を明示した工事設計書又は業務設計書

(2) 契約の内容等に関する事項

ア 公表の対象

(ア) 工事関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が400万円を超えないものを除く工事に係る契約

(イ) 測量・建設コンサルタント等業務関係

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が200万円を超えないものを除く業務に係る入札及び契約

イ 公表の内容

(ア) 契約年月日

(イ) 工事（業務）名

(ウ) 施工（履行）場所

(エ) 工事種別（業務区分）

(オ) 工事（業務）概要等

(カ) 工事（業務）の着手の時期及び工事（業務）の完成（完了）の時期

(キ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(ク) 契約金額

(ケ) 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合は、次の事項

- a 工事（業務）名、場所、種別及び概要
- b 工事（業務）着手の時期及び工事完成（業務完了）の時期
- c 変更後の契約金額、必要に応じて変更後の工事設計書又は業務設計書
- d 変更理由

(コ) 成績評定の結果

(3) 公表の開始

次に掲げる事項を除き契約の締結後速やかに行う。

ア (1)のイの(ア)のa及び1のうち、総合評価を実施した理由及び落札者決定基準については入札公告時

イ (1)のイの(ア)のb、e及びfについては、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後

ウ (1)のイの(イ)のc、d、e及びfについては、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後

エ (1)のイの(イ)の1のうち、総合評価を実施した理由及び落札者決定基準については技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

オ (1)のイの(ウ)のb及びcについては、選定通知後

カ (1) のイの (ウ) の d については、特定通知後

キ (1) のイの (ア) の c 及び d、(1) のイの (イ) の a 及び b、(1) のイの (ウ) の a については、上記 (1) の各事項の公表時

ク (2) のイの (コ) については、工事 (業務) 成績評定通知後

(4) 公表の期間

競争に付した場合は入札公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度において、随意契約 (プロポーザル方式によるものを含む。) によることとした場合は契約を締結した日の属する年度及び翌年度において公表するものとする。

8 1 の (6) 苦情処理に関する事項については、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 公表の対象

公表対象は次に掲げる事項とする。

ア 苦情の申出の窓口

イ 苦情の申出の対象者

ウ 苦情の申出の対象工事

エ 苦情を申し出た者の商号又は名称

オ 苦情の内容及びその処理の状況

(2) 公表の開始時期

苦情申立者に回答を行った後、速やかに行うものとする。

(3) 公表の期間

苦情申立者に回答を行った日の属する年度及び翌年度において公表するものとする。

9 1 の (7) 指名停止措置に関する事項については、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 公表の対象

公表対象は次に掲げる事項とする。

ア 指名停止措置を受けた者の商号又は名称

イ 指名停止の期間

ウ 指名停止の理由

(2) 公表の開始時期

指名停止措置後、遅滞なく行うものとする。

(3) 公表の期間

公表した日の翌日から起算して1年間を経過する日までの間公表するものとする。

ただし、指名停止の期間が12か月を超える場合にあっては、指名停止の終期の日まで公表するものとする。

10 1 の (8) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置要領等に掲げる要領等を制定又は改正したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

1 本通達による措置は、平成13年4月27日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しないこととし、なお、従前の例によるものとする。

2 インターネットを利用して閲覧するもののうち、記の1の(1)、(4)及び(5)の事項については、当分の間、工事関係にあっては、一般競争入札、公募型競争入札及び工事希望型競争入札を、測量・建設コンサルタント業務等関係にあっては、公募型競争入札、簡易公募型競争入札、公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式を対象とする。

3 次の事項の公表については、当分の間、工事契約に限るものとする。

・記の5(2)のカ、キ及びク

・記の7(1)イの(イ)のd、g及びh並びに同イの(ウ)

- ・ 記の 7 (2) イの (ウ)、(カ) 及び (ケ)

附 則

- 1 前記附則のうち 2 及び 3 については、削除する。
- 2 本通達による措置は、平成 15 年 10 月 17 日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しないこととし、なお、従前の例によるものとする。

附 則

本通知による措置は、平成 17 年 10 月 3 日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しないこととし、なお、従前の例によるものとする。

附 則

本通知による措置は、平成 19 年 3 月 30 日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しないこととし、なお、従前の例によるものとする。

附 則

本通知は、平成 20 年 4 月 1 日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。

附 則

本通知は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。

附 則

本通知は、令和 3 年 1 月 1 日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。ただし、次に掲げる事項の公表については、関係機関との調整に期間を要する場合は、令和 3 年 3 月 31 日までを限度として、当分の間、なお従前の例による。

- ・ 記の 7 (1) イ (ア) h、(イ) h、(ウ) f 及び (エ) d
- ・ 記の 7 (2) イ (ケ) c

附 則

本通知は、令和 5 年 1 月 26 日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。

附 則

本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。

附 則

本通知は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に入札又は随意契約の手續を開始する工事等から適用する。